

函館市戸井ウォーターパークの概要

担当部局	土木部公園河川管理課(電話:0138-21-3432)
所在地	函館市原木町281番地ほか
目的	市民に憩いの場とレクリエーションに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	公園(オートキャンプ場, 温泉保養センター)の管理運営
開館時間等	<p>1. オートキャンプ場</p> <p>①供用期間:4月1日から10月31日まで</p> <p>②供用時間:午前0時から午後12時まで</p> <p>③休場日:なし</p> <p>2. 温泉保養センター</p> <p>①供用期間:通年</p> <p>②開館時間:午前10時から午後9時まで</p> <p>③休館日:月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日および12月31日</p>
施設概要	<p>原木町の自然環境に優れた保護水面の原木川沿いに位置し、オートキャンプ場と温泉保養センターからなる総面積約2.96ヘクタールの施設。</p> <p>1. オートキャンプ場</p> <p>① 面積:約2.02ヘクタール</p> <p>② 施設:センターハウス(管理棟)、オートサイト(22サイト)、フリーテントサイト(20サイト)、コテージ(7室)、集会室、シャワー室(2室)、バーベキューハウス、ハーブハウス、炊事場(2棟)、トイレ(2棟)、駐車場等</p> <p>2. 温泉保養センター</p> <p>① 面積:約0.94ヘクタール</p> <p>② 施設:事務室、下足室、ホール、ティーラウンジ、ロビー、大広間、和室、管理人室、男・女浴室(高温・低温・水風呂、サウナ室)、駐車場等</p>
指定管理者が行う業務内容	<p>1. オートキャンプ場に関する業務</p> <p>①使用の許可等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の許可および制限に関する業務 ・施設の案内等に関する業務 ・利用者数、使用状況の把握、報告書の作成等に関する業務 ・要望、苦情等への対応に関する業務 ・高齢者および身体障がい者等への対応に関する業務 など <p>②維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝刈、草刈、樹木、花壇等の管理に関する業務 ・施設、設備、駐車場等の維持管理に関する業務 ・各施設、駐車場、施設周辺の清掃、ごみ収集および処理に関する業務 ・日常点検・保守・巡視・巡回警備に関する業務 ・施設、設備の修繕に関する業務 ・使用者の安全確保および秩序の維持に関する業務 ・災害時や事故発生時における被害の拡大防止、避難誘導、事故状況の確認および市を含む関係機関への連絡調整等に関する業務 など <p>2. 温泉保養センターに関する業務</p> <p>①使用の許可等に関する業務</p> <p>オートキャンプ場と同様</p> <p>②維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備、給水設備、ボイラーなど温泉の営業に必要な付属設備の運転に関する業務 ほかオートキャンプ場と同様 <p>③衛生管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣室、浴室、便所等の清掃管理 ・排水設備の清掃管理 ・源泉水、上り湯、浴槽水の温度および水質管理 ・機械器具の点検および清掃管理 ・従事者の健康管理 など <p>3. 市または指定管理者が必要と認める業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報、利用者に対する傷害および賠償保険への加入、市へ提出する書類作成等 <p>4. 公園の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</p> <p>5. 避難場所の指定に係る業務</p>
施設管理運営経費	市から指定管理者へ支払う指定管理委託料および指定管理者が収受する利用料金によります。
条例	函館市戸井ウォーターパーク条例
現指定管理者	一般財団法人 函館市都住宅都市施設公社